刑事訴訟法 281 条の 4 違反被告事件鑑定意見書

君 塚 TE. 臣

1. はじめに

表現の自由は、自由で民主的な社会の最も基 本的な権利であることは疑う余地もない. それ は、個人の自己充足を図る本質的手段であり、 知識を高め、真理を発見する本質的なプロセス であり、社会の全成員が決定に参加する前提と して本質的であるものである1). 人権宣言の花 形的地位を占めるものであって.「すべての自 由一般の基礎 | とも記されることすらある²⁾. あるいは、主観的・個人的な性質が顕著であり ながら、他の基本的な諸自由を確保し、より民 主主義的な秩序を維持するという, 客観的な制 度的な目的に仕えているものでもある3,だが、 だからこそ、歴史的にも、それが権力に批判的 なものであるときには権力者により弾圧されや すいデリケートな基本的人権でもある. このた め、このような人権を規制する法令及び政府行 為については、裁判所はときにはその盾となる べく、違憲の疑いをもって審査に臨むべきであ ると考えられる.

しかし、我が国の最高裁判所が、法令その ものを憲法21条違反としたことはなく、精神 的自由の擁護に対する消極的姿勢には批判が

福祉のため必要かつ合理的な制限を是認する」と いう理由で、有罪判決をごく簡単に下している. 奥平同上1-4頁が指摘するように、表現権の侵害

を「こんなに簡単に片づけていいものかな」とい

う点もさりながら, 先例として取り上げる判例と

「当面の事案にどんな権威的な関連性があるだろう か」という疑問があり、以前の最高裁の安易さが

指摘できる. 君塚正臣「判批」阪大法学 41 巻 4 号

501 頁, 513-514 頁 (1992) も参照.

多かった⁴⁾. だが, 近年, この分野でも最高裁 判所の姿勢は変わりつつあり、海外からの写 真集持込みに関して、その表現としての価値 を考慮して無罪とした判決 (最判平成20年2 月19日刑集62巻2号445頁) や、公務員の 政党ビラ配布について過去の事例と区別した 無罪の判断(最判平成24年12月7日刑集66 巻 12 号 1337 頁), 暴走族排除を目的とする条 例を不明確ゆえ違憲無効とする少数意見など が現れた(広島市暴走族追放条例事件=最大 判平成19年9月18日刑集61巻6号601頁) ことは、なお発展途上ながら、近代立憲主義 を体現し、就中、精神的自由を尊重する日本 国憲法の実化という点で望ましい変化である と思うものである.

また、本件では、最高裁には、日本国憲法の

要求する刑事手続の適正の観点からも、未だ憲 法判断のなされていない条項に関する憲法判断 を望みたいところでもある. 憲法の要求する刑 4) 例えば、京王帝都電鉄吉祥寺駅構内ビラ配 布事件判決(最判昭和59年12月18日刑集38巻 12号 3026頁) でも、「憲法 21条1項は、表現の自 由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の

¹⁾ T・I エマーソン (小林直樹 = 横田耕一訳) 『表 現の自由』1-22頁(東京大学出版会, 1972).

²⁾ 芦部信喜『憲法学 III』〔增補版〕239 頁(有 斐閣, 2000).

³⁾ 奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』59頁(東 京大学出版会, 1988).

事手続の「適正」とは何であるかは明文上明白で判例・学説上も確立されているとは言えないが、憲法上許容されない権力行使が観念されることは明らかである。「推定有罪」⁵¹とも揶揄される日本の刑事司法が、先進近代立憲主義国並みに改善されるためには、まず、適正でない手続を適正でないと裁判所が断ずることを第一歩とすべきであるものと考える。

意見者は、本刑事訴訟法違反被告事件(以下、本件)について、本件一審の判断(東京地判平成26年3月12日判例集未登載)⁶⁾及び二審の判断(東京高判平成26年12月12日判例集未登載)を疑問とするものである。そこでここに、憲法学を専攻する一研究者(横浜国立大学教授)の立場⁷⁾から、鑑定意見書をここに提出するものである。

2. 表現の自由とその司法審査

(1) 表現の自由の優越性

表現の自由は、近代市民革命以来、その核心は、国王などの権力者を批判する言論を行う自由の確保のためにあることは言うまでもない、「秘密」をその保障の核とする「通信」が通常、受信者が特定少数(一般的には1名)であるのと対照的に、「自由」を要素とする「表現」で

想定される受信者は不特定多数だと考えられ8). 両者は区別される. 近代立憲主義憲法の系譜に 属する日本国憲法 21 条 1 項も、「集会、結社及 び言論、出版その他一切の表現の自由は、これ を保障する」として、表現の自由を保障する. 表現の自由は、自由で民主主義的な社会を支え る最も基本的な人権.「代表民主政の政治過程 に不可欠な権利⁹⁾であり、他面、規制がちら つかされるだけで萎縮的効果100 も大きく.ひ とたび侵害が生じれば、政治プロセスによる修 復が困難であるデリケートな人権である110.こ のため、これを侵害する法令や政府行為につい ては、政治部門任せでは足らず、多数派による 少数意見の排除と自己の絶対化を図る目的では ないかという疑念、即ち違憲の疑いをもった、 慎重で厳密な司法審査が必要である12). また. 表現活動は、政治的場面以外でも、その討議の 中で、真理を発見し、誤りを排除する効用を有 するので、その自由は高い水準で保たれる必要 がある. 最高裁自身も. いわゆる薬事法違憲判 決(最大判昭和50年4月30日民集29巻4号 572頁) において、「職業の自由は、それ以外

⁵⁾ 様々な冤罪事件でその傾向が浮き彫りにされた. 井田良「それでもボクはやってない」野田進=松井茂記編『新・シネマで法学』292頁(有斐閣, 2014) など参照.

⁶⁾ 弁護人による評釈がある. 趙誠峰「判批」 季刊刑事弁護 79 号 149 頁 (2014).

⁷⁾ なお筆者は、榎原猛=伊藤公一=中山勲編『新版基礎憲法』87-109頁(法律文化社、1999)で「精神的自由権」を、君塚正臣=藤井樹也=毛利透『Virtual憲法』159-171頁(悠々社、2005)で「御奉行様のいない法廷で一法の支配・刑事手続上の権利・国家賠償請求権」、川岸令和ほか『憲法』〔第3版〕215-228頁(青林書院、2011.本書は第4版改訂作業中である)で「身体的自由権と手続的権利」を執筆しているほか、浅子和美ほか『高等学校新現代社会』(帝国書院、2013)の共著者でもある。なお、今回の事例に関わる分野の論説、評釈は多数あるが、必要に応じて註において示す。

⁸⁾ 君塚正臣「日本国憲法 21 条の『表現』と『通信』の間に」関西大学法学論集 51 巻 6 号 1 頁 (2002) 参照.

¹⁰⁾表現の自由が優越的地位を有することにつき、その理由を萎縮的効果に集約して説明する有力学説がある。毛利透『表現の自由―その公共性ともろさについて』(岩波書店、2008).

¹¹⁾ 学説により、いかなる根拠を強調するかが 微妙に異なるが、結論において表現の自由の優越 的地位を導く点では大差がない、君塚正臣「二重 の基準論の根拠について」横浜国際経済法学 16 巻 1 号 1 頁、3 頁以下(2007)参照.

¹²⁾ 佐藤幸治『日本国憲法論』254頁(成文堂, 2011), 戸松秀典『憲法』209頁(弘文堂, 2015), 芦部前掲註9)書 213頁以下など参照. このような主張は一般化している. 毛利透「ヘイトスピーチの法的規制について」法学論叢176巻2=3号210頁, 233頁(2014)も、「それに接する者の主観的不快感, 不安感を理由として規制することは認められない」とする.

の憲法の保障する自由,殊にいわゆる精神的自由に比較して,公権力による規制の要請がつよ」いものだと判示するなど,精神的自由の重要性は間接的には認めたところである.

そこで、有力な学説の殆どは、憲法21条に 抵触する事案においては、当該法令や政府行為 が「やむにやまれぬ(非常に重要な)目的|を 有し、それを達成する「必要最小限度の手段| が法定されなければならず、そうであることを 権利侵害側が立証できなければ憲法違反と考え るべきであるとして、司法審査基準¹³⁾ として は厳格審査基準を採るべきであるとしてきた. このほか、表現の自由侵害の場面では、煽動 事例では「明白かつ現在の危険」基準、刑罰 法規が適用される場面では LRA の基準など の合憲性判断テストが用いられるべきこと が展開されたほか、「事前抑制禁止の原則」。 「曖昧漠然ゆえ無効の法理」、「過度に広汎ゆえ 無効の法理 | の3つの文面審査の場面があるこ とも指摘してきたのである.

なお、学説の中には、政治的表現と非政治的表現、あるいは非営利的表現と営利的表現を分割し、以上の法理は前者にのみ適用できるとするものもある¹⁴⁾. 非政治的表現もしくは営利的表現は、民主主義的価値を有しないので、表現としての価値が低く、司法審査基準としても、「重要な目的」とその目的と「実質的関連性を有する手段」を合憲のために要求する

中間審査基準(厳格な合理性の基準)でよいとするものである。また、表現内容に中立的な、時・場所・態様規制(表現内容中立規制)についても、政府が特定の思想や表現類型を規制する意図が薄いので、表現の自由の核心を侵害する危険が少ないと考え、中間審査基準で十分とする見解もある¹⁵⁾.

しかし、表現の価値は、民主主義との関係だ けでなく、上述のように、真理発見を「思想の 自由市場 | に委ねるべきとする自由主義、個性 の発露を尊重する個人主義によっても支えられ るものであり、純粋に学問的・芸術的、あるい はおよそ公的アリーナで発せられていない表現 であるからといってその価値が貶められるもの ではなく、また、裁判所を含む公権力がその価 値の優劣を認定することは許されない. なおか つ、その13条で「個人の尊重」を謳う日本国 憲法は、各人がその個性を発揮し、それを外部 に示すことに高い価値を認めているものであ る. そうであれば. 日本国憲法が自由主義と 個人主義を重要な価値とする意味からも. 一 見すれば民主主義の発展とは無関係に見える 非政治的言論であっても、重要な人権として 厚い保護を受けるべきものと考えられる16).

しかも、このように司法審査基準を異にしようとすれば、区別を伴うことになるが、その区別は実は難しい、例えば、政治的言論と非政治的言論を区別しようとしても、地球環境問題に対するメッセージを伴う商品広告や、基地問題を訴えるポルノ映画など、具体的には区別困難な表現に溢れており、二分論を維持することは、こういった事象の前に断念せざるを得ないと思われる。

また、表現内容中立規制についても、そのような規制によって規制されるのが表現行為そのものである以上、その規制が必要最小限である

¹³⁾ 大須賀明 ほか 編『三省堂憲法辞典』262 頁 (三省堂, 2001) [戸松秀典] によれば,「裁判所が司法審査権(違憲審査権)を行使し合憲・違憲の結論に至った理由中で示す判断の基準. 判例を通して確認できる憲法判断の準則. 審査の厳格度によって, 厳格な基準, 厳格な合理性の基準ないし中間の基準, および緩やかな基準ないし合理性の基準の三段階に分けられるとされる. これに対して, そのような段階の区別に疑問を投じる見解がある. アメリカ合衆国最高裁判所の憲法判例は審査基準が明示的だが, 日本では不明確なことが多い」と解説される.

¹⁴⁾ 例えば, 戸波江二『憲法』〔新版〕240頁(ぎょうせい, 1998).

¹⁵⁾ 例えば、芦部前掲註2) 書26頁.

¹⁶⁾ 君塚正臣「司法審査基準」公法研究 71 号 88 頁, 91 頁 (2009). 佐藤前掲註 12) 書 256 頁同旨.

か否かは厳しく審査されるべきである¹⁷⁾.表現内容中立規制の姿をしても、実際には特定の思想や表現類型ばかりが狙い撃ちのように規制されることはよくあることであり、法律を執行する行政の側にその意図がなくても、少数者の言論に傾斜して萎縮的効果を加える結果になることには注意すべきである¹⁸⁾.よって、全ての表現規制には厳格審査基準が及ぶとする立場を適当とすべきであると考える(ある種の規制が「やむにやまれぬ目的」や「必要最小限度の手段」であることを認めやすいということと、結論を見越して判断の基準そのものを変動させることとを混同すべきではない、後者のようなことは「法の支配」を担う司法権の信用に関わることである).

更に、表現内容に向けられた規制と、表現内容中立規制の区別は一見明快であるかのように見えるが、どこでビラ配布を行うかは表現者の主張と結び付いている¹⁹⁾であろうし、風致地区や観光都市における看板の色規制(例えば、赤色の使用制限)や、背景色を短時間に点滅させる手法(通称パカパカ)の制限、心理学的に計算し直した「耳障りな」音の抑制(結局は異端な表現ほど抑制される)など、果たして表現内容規制か内容中立規制か判断しかねるなど、判断者によって判断の分かれる事例は少なくない²⁰⁾、やはり、区別の困難性は付き纏う、この点は、経済的自由についての、内在的(自由国家的、警察的)規制と政策的(社会国家的、外在的)規制との区別²¹⁾が困難であることも、森林法違憲判決(最大判昭和62年4

月22日民集41巻3号408頁)を見れば明らかなことと、事情は同じである。そして、そのようにしてなされる表現内容中立的規制は、一般的網羅的なものとなり、過剰な規制が戒められる表現権規制の場面で、理論的に齟齬が生じてしまう。困難な区別を行わず、「二重の基準」論²²⁾の原則に立ち戻り、一つの人権には一つの司法審査基準を対応させ、基本的には、厳格審査基準か合理性の基準(目的・手段とも、何らかの合理性があれば合憲とする司法審査基準。立証責任は違憲を主張する側にあり、そのためには全くの不合理であることを証明する必要がある)かの何れかを振り分ければよかったのである²³⁾.

加えて、意見者は、通説的見解²⁴が、一般的に中間審査基準(厳格な合理性の基準)を加えて審査基準を3つとすることにも批判的である²⁵、実際、審査基準論を展開してきたアメリ

¹⁷⁾ 市川正人『表現の自由の法理』228頁(日本評論社, 2003).

¹⁸⁾ 松井茂記『日本国憲法』〔第 3 版〕 469 頁(有 斐閣, 2007).

¹⁹⁾ 市川前掲註17) 書225頁.

²⁰⁾ 君塚前掲註 16) 論文 90-91 頁. 同「米判批」 ジュリスト 1110 号 161 頁. 163 頁 (1997) も参照.

²¹⁾ 松本哲治「経済的自由権 を 規制 す る 立法 の 合憲性審査基準 (1)」民商法雑誌 113 巻 4=5 号 260 頁, 261-262 頁 (1996) は, これを, アメリカ にもドイツにもない「特異な理論」だと評する.

²²⁾ 伊藤正己ほか編『憲法小辞典』〔増補版〕 274頁(有斐閣. 1978)によれば、これは、「アメ リカの違憲審査制の発展の過程で現れた考え方で, 言論・出版・集会の自由などの精神的自由権は. その他の基本的人権、特に財産権などの経済的自 由権よりも厚く保障されねばならず、後者を制限 する立法の合憲性を測る基準よりもきびしい基準 で、前者を制限する立法の合憲性が測られねばな らない、とする. その理由は、経済的社会生活を 規制する立法については、国民から選挙された立 法府の多数による『実験』に裁判官の社会哲学を もって対抗するのは民主主義的でないのに対し. 精神的自由権の方は、立法による『実験』が明日 の多数者によって平和的・民主的にやり直される ことを保障するものである。という点に求められ た」ものであるなどとされる.

²³⁾ このことは、人権の種類により司法審査基準が尽く異なることを指すものではない。人権間に細かい優劣があると考えればそうなる筈であるが、多くの学説は司法審査基準を3つと考えており、この点で齟齬がある。本文下記に示すように、疑問である。君塚正臣「二重の基準論の意義と展開」佐藤幸治古稀記念『国民主権と法の支配下巻』31頁、40-42頁(成文堂、2008)。

²⁴⁾ 芦部前掲註 9) 書 243 頁第 2 図など参照.

²⁵⁾ 佐藤前掲註 12) 書 664 頁 も、「3 つ の」司 法審査「基準を一般的に使い分けるとなると、事態はやや複雑になりすぎる」と指摘している.

カ合衆国最高裁判所でも、中間審査基準は、性 差別事例26) や非嫡出子差別事例27) で言われた 例外的な基準なのであり、今日、 両分野での同 基準の用いられ方は、かなり厳格審査に接近し たものと言ってよく(逆に、厳格審査が「致命 的」と言うほどではなくなり28, 合理性の基準 の下でも違憲判断が散見される²⁹⁾ ようになって いる). 合理性の基準の手段審査を実質化した レベルの時代30)とは大きく異なり、これらの差 別への厳しい姿勢を伴って、厳格度がかなり高 まっている31). つまり、アメリカにおける中間 審査基準は、「中間」と言うよりも、最早、厳格 審査基準に準ずる基準と言うべきなのである. このように、司法審査基準とは、当該法令や政 府の行為について、合憲性の推定を及ぼすか否 かを第一義とするものである. そして, この点 に関する立証責任が違憲の主張をする側にある か、合憲の主張をする側にあるかが重要なので ある. 厳格審査基準の下では. 規制を正当化す る側が、やむにやまれぬ目的と必要最小限度の 手段の存在を、合理性の基準の下では、規制か らの防禦を試みる側が、規制目的もしくは手段 に何らの合理性も存在しないことを証明しなく てはならないのである. ところが、日本での多 くの学説は、中間審査基準についてこの点を曖 昧にしており、問題がある、通常司法裁判所を 前提にしたとき、立証責任を考慮しない訴訟理 論はおよそあり得ないように思われる³²⁾. 多く の学説は、その明快な二分に基づく「二重の基 準論 | の本質を軽視してきた感があるのである.

しかも、中間審査基準は大きなパラドクスを抱えている. 民法 733 条の合憲性を例にすれば、この基準下では、現行の 6 カ月という再婚禁止期間は違憲となろうが、以前のドイツやフランスでみられた 300 日超の再婚禁止期間を設けたとき、子の父親の確定という重要な目的に実質的関連性を有する手段であるので、これは違憲とは言えないことになるであろうから、規制が厳しい方がかえって合憲となってしまうというパラドクスがあるのである³³⁾. このような基準は、法的判断の場、特に重要な人権の制限の合憲性を判断する場において不適切であり、同条の憲法判断においても、それが性差別である以上、厳格審査基準によって下されるべきものと思われる.

以上の疑問にも拘らず、多くの学説は意見者の見解とは全く逆の方向³⁴⁾に進み、人権侵害に対する憲法判断の場面での司法審査基準の多くで中間審査基準を活用している。表現の自由について、非政治的表現、表現内容中立規制について活用するほか、社会権についてこの基準が妥当するという主張は多く³⁵⁾、更に、経済的自由の内在的規制についてこれが妥当するとの見解は通説である³⁶⁾、憲法14条1項後段列挙事由のうち、「性別」や「社会的身分」による差別の事例では、この基準が適用されるべきだ

²⁶⁾ 君塚正臣『性差別司法審査基準論』11-63 頁(信山社, 1996) 参照。

²⁷⁾ 同上 309-353 頁参照.

²⁸⁾ See, Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306 (2003) .

²⁹⁾ See, Romer v. Evans, 517 U.S. 620 (1996).

³⁰⁾ See, Reed v. Reed, 404 U.S. 71 (1971).

³¹⁾ *See*, J.E.B. v. Alabama, 511 U.S. 127 (1994). 君塚前掲註 16) 論文 88-89 頁参照.

³²⁾ 君塚前掲註 16) 論文 93 頁. 君塚前掲註 26) 書 140-141 頁も参照.

³³⁾ 君塚前掲註 16) 論文 92-93 頁. 同様 に, 現 行民法 772 条を前提にすれば, 再婚禁止期間は 50 日では全く不合理だが, 規制の大きい 100 日であ れば実質的関連性ありと言い易いこととなる.

³⁴⁾ 多くの領域の司法審査を「通常審査」によって行うとする、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』 [第3版] 130-131頁(有斐閣, 2013)はその最たるものである。

³⁵⁾ 芦部前掲註 9) 書 241 頁. 最近 で も, 渋谷 秀樹『憲法』〔第 2 版〕 282-283 頁 (有斐閣, 2013) は, 不作為請求については「厳格な審査基準が妥当する」とし, 一般的な作為請求についても「合憲性の推定は働かない」としているということは, 厳格度の高い司法審査基準を想定しているものと推察できる.

³⁶⁾ 芦部同上 235 頁以下.

とする見解もまだ有力に残っている37,だが. 振り返ってみれば、学説が司法審査基準論を展 開してきたのは、何よりも、重要な人権、政治 部門に委ねるばかりでは特に不安の残る人権に ついて、立憲主義国家として司法権に望まれる 手厚い保護を求めるためであった筈である. し かし、多くの学説は、人権の重みよりも規制手 段や事象の細かい違いに拘り、「2つの審査基 準をカテゴリカルにあてはめると、憲法判断の あり方がきわめて窮屈になることから [38]. 審 査基準を上下させ、その結果、両サイドの司法 審査基準が該当するものを稀少としてしまい. 大半の部分を「中間」領域に押し込めたもので ある39) 結果、我が国の公法学界は一体となっ て、およそ「二重の基準」論というネーミング とはかけ離れた学説を作り上げ、重要な人権の 司法的保障を蔑ろにすることを支援してきたき らいがあるのである400.中間審査基準の下では、 どのような目的が「重要」か、規制手段が「実 質的関連性 | を有していると言えるかについ て、まさに実質的判断が解釈者に求められてし まう. これでは. 恣意的な解釈. 時の多数者の 「常識 (気分)」に流されるものとなる危険が大 である41). そして、本来あるべき、人権を不当 に制限されてしまったとして裁判所に訴え出た 個人(通常、何らかの意味で少数者)の重要な 人権の保護は、とても裁判所で図られることは なくなるであろう、このこともあって、意見者 は、問題の多い中間審査基準は一般に用いるべ きではなく、「二重の基準 | 論の原則に立ち帰 り、人権の種類・条文により厳格審査と合理性 の基準の何れかを適用するのが適切であると主 張してきているのである⁴²⁾.

また.このような司法審査基準の「上げ下げ」 は、原則に沿えば、解釈者(あるいは裁判官) にとって不都合な結果が予測されるが故に行わ れるのであろうから、経済的自由の内在的制約 に用いられる中間審査基準と、表現内容中立規 制で用いられる中間審査基準とでは、実際の基 準の程度が逆転する矛盾を孕んでいる⁴³⁾.これ では、司法審査基準の厳緩の決定において第一 の決め手となるのは、人権の種類や条文ではな く. 規制手段. いわば規制する側(国家権力) の論理ということになるのである. 過去に、正 面から、規制について積極規制(直接規制)と 消極規制(間接規制)を区別し、前者に対して は裁判所は厳しい審査で臨むが、後者に対して はその程度を弱めるべきだとする主張が、裁判 官からなされたことがあった44).この点,本件 で適用される法令も、主としては刑事手続の適 正を目的とするものであり、表現の自由の規制 は派生的なものと読むのが普通であるため、憲 法21条違反か否かは主たる問題ではないとの 主張もあるのではないかと思えるため、若干の 議論が必要であるとの主張もあるかもしれな い. しかし、積極規制と消極規制の区別もまた 困難であるし、立法者が規制の核心を隠蔽して 重要な人権を規制することを黙認するものであ り、そもそも消極規制がなぜ相対的に許容され るのかの根拠が希薄であって, 人権が何れにせ よ制限される国民の側に立つ理論とは言い難 い、結局のところ、このような規制手段優位の 理論は、憲法が国民のために定める基本的人権 個々に対する規制の限度を考えるのではなく.

³⁷⁾ 芦部前掲註 2) 書 27 頁以下など.

³⁸⁾ 佐藤前掲註 12) 書 664 頁.

³⁹⁾ 君塚前掲註 16) 論文 89 頁.

⁴⁰⁾ 同上94頁.

⁴¹⁾ 同上同頁.

⁴²⁾ なお、社会権については合理性の基準、憲法 31条以下の人権については厳格審査が妥当しよう。

もしも、これらが経済的自由や精神的自由の場合とは異なるという証明がなされれば、司法審査基準が4つになることは理論的にないではないが、それでもなお、立証責任が不明な「中間審査基準」を復活させるものとなるものではない。君塚正臣「二重の基準論の応用と展望」横浜国際経済法学17巻2号1頁、8頁以下(2008)。

⁴³⁾ 君塚前掲註 16) 論文 92 頁.

⁴⁴⁾ 香城敏麿ほか「研究会・憲法裁判の客観性と創造性」ジュリスト835号6頁(1985)[香城].

規制する側の論理で人権規制を一括して思考するものにほかならず、いわゆる人権カタログを 提示して、天賦人権を保障する近代立憲主義憲 法の解釈として適切なものとは言えず、採用すべきではない。

当該事案が表現の自由の規制であると認定できる以上は、その「優越的地位」から、憲法 21 条の問題として、一貫して厳格審査ベースの審査を施すべきである。それがやはり不動の基本線である。

(2) 表現の自由侵害事例における裁判所の憲法判断の原則

ところで、日本国憲法下で司法権を担う裁判所は、当該事件の解決の限りで法の適用を行うものである⁴⁵⁾. 国内法体系は憲法を下位として成立しているため、「上位法は下位法を破る」という公理により、憲法に反する法令及び法令解釈を無効として、合憲的のみを適用して、事件の解決を行う、のお問題とするものである⁴⁶⁾. 日憲権を行使するのであって、この点で、事件の解決を離れて憲法判断を行う、ドイツな⁴⁷⁾. 意法裁判所のそれとは異なるものである⁴⁷⁾. 憲法裁判所にも長年誤解があり、憲法研

究者側も強調が足りなかった面もあるので、 ここで強調するものである⁴⁸⁾.

まず、事件の解決に必要でなければ、憲法 判断は行わないことが原則である⁴⁹⁾. また、 一般には、まず民主的に成立した法令の合憲 性を信用し、当該当事者を救済するのに必要

⁴⁵⁾ 清宮四郎『憲法 I』〔第3版〕335頁(有斐閣,1979), 佐藤前掲註12) 書581頁など. 君塚正臣「司法権定義に伴う裁判所の中間領域論―客観訴訟・非訟事件等再考(1)」横浜法学22巻3号143頁(2014)参照. また,「憲法裁判」をドイツ型憲法裁判所で行われる,通常の民事・刑事・行政事件から遊離した,特異な政治的な争いと捉えるべきではない. 君塚正臣「付随的違憲審査制の活性化に向けて」関西大学法学論集52巻6号81頁(2003)参照.

⁴⁶⁾ 佐藤同上 654 頁以下, 松井前掲註 18) 書 119-120 頁など.

⁴⁷⁾ 樋口陽一ほか『注釈法律学全集4―憲法 IV』142頁(青林書院,2004)[佐藤幸治]も,日本の最高裁判所は、ドイツ憲法裁判所的な憲法裁判観が過ぎると評している.

⁴⁸⁾ こういったことは、統治行為論についても 生じている。統治行為は学界ではまず。1955年の 日本公法学会のテーマとなったのであるが、この際 の報告者が1人を除いて大陸法を比較法対象とす る行政法学者であったことは、その後の議論に影響 を与えた、通常の司法裁判所において、立法・行政 機関の自律、裁量などと共に政治的問題を包括的に 取り扱えないことは当然であるとするところが出発 点となったからである.しかし.現在では憲法学説 の殆どが述べているように、我が国の裁判所は行政 事件も当然に扱えるほか、自律や裁量など、憲法の 条文解釈レベルで解決できるものはここで解決し. 重要な人権問題には統治行為論を用いないとすれ ば、統治行為論の対象となるものは有事の対応など、 限られたものとなる筈である。砂川事件(最大判昭 和34年12月16日刑集13巻13号3225頁) の事 案すら、平時の条約解釈により判断可能だったので はないかとの疑問もある、君塚正臣「統治行為論再 考-- 《ある》が《ない》」横浜法学22巻1号33頁 (2013). このようなことも、裁判所を大陸法的な司 法裁判所, 行政裁判所, 憲法裁判所の合併したもの のように理解してきたための誤解ではなかったかと 思えてならない. また. 仮に砂川事件最高裁判決の 用いた「一見極めて明白に違憲無効であると認めら れない限り」との論理が先例として生きているのだ とすれば、明白な憲法9条違反に際しては、裁判所 は適用違憲などの判示ができることとなろう.

⁴⁹⁾ このことは、元最高裁判事の講演によって も強調されている. 藤田宙靖「最高裁判例とは何 か」横浜法学22巻3号287頁(2014). 但し, 重 要な憲法上の原則違反の際には、救済がなされな くとも憲法判断を行うことが許される点は注意せ ねばなるまい、議員定数不均衡の事案で事情判決 を下す場合や、住民訴訟に基づいて政教分離違反 を問う原告はなんら救済をされないが、憲法判断 を要するのは当然とされる. これは、これらの訴 訟が客観訴訟であるからではなく、重要な人権の 侵害・重要な憲法原則の違反が認定されるからで ある、このため、国による政教分離違反のケースで、 原告の請求を却下しつつ憲法判断を行うことはあ り得ることである. 君塚正臣「政教分離と原告適格」 榎原猛古稀記念『現代国家の制度と人権』194頁(法 律文化社. 1997).

な限りで、適用違憲あるいは合憲限定解釈⁵⁰⁾を施し、いかなる適用事例を考えても、また、合理的に選択できる解釈の全てが法文全体の合憲性を支えられない場合にのみ、法令を違憲とすべきものでもある⁵¹⁾.一般論としては、裁判所が事件を取り上げて裁くのに必要な事件争訟性の要件は、憲法判断を行う段階でも必要であり、憲法判断を行うに足る当事者適格、訴えの利益、終局性を有していないときには、裁判所は憲法判断をするべきではない⁵²⁾.

ところが、表現の自由などの精神的自由は、参 政権や憲法 14条1項後段列挙事由による差別を 受けない権利と並んで、多数派により侵害され やすく、かつ、あるいはだからこそ、自由で民主 的な社会にとって特に重要な人権である.しかも. これらの人権とも異なり、表現の自由については、 一度それを規制する立法がなされ. 過剰なサン クションが科されたとき、萎縮的効果が強く生じ、 将来に向けても重大な人権抑圧状況が発生し. 全体として取返しのつかない方向に歴史を進め てしまうという性質を有している. そこで、学説 は、このような点に着目し、アメリカ合衆国最高 裁判所の判例を紹介しながら、表現の自由が修 復し難く侵害されている法令を裁判所が当該事 件の中で発見したときは、 当該事件の当事者の 憲法判断を求める当事者適格や、憲法判断を得

ることによって得る法的利益を超えて、 当該法 令を憲法違反と判断すること(文面審査)がで きると主張してきた⁵³⁾. このように、事件の事 実関係を審査するまでもなく当該法令に憲法判 断を加えるということは、日本国憲法上の「司 法 | が、当該事件に法を適用し権利義務の存否 を決する国家作用であるなどとされる原則を踏 まえれば、憲法解釈上生じる例外的なことと考 えざるを得ない. このため、殆どの学説は、文 面審査ができる場面は、表現の自由について、 事前抑制禁止の原則(「検閲」の絶対的禁止を 含む)54),過度に広汎ゆえ無効の法理55).曖昧 漠然ゆえ無効の法理⁵⁶⁾ の3つと考えているの である(以上のことを精神的自由一般に広げる としても、限られたケースに限定されることは やむを得ないところである).

表現の自由など精神的自由の侵害の場面では、それが「優越的地位」を有するため、当該法令には合憲性の推定は及ばず、原則と例外が逆転する⁵⁷⁾. 萎縮的な法文の排除が必要となるため、まず文面審査を行い、文面上合憲であるとしても、当該事案への適用審査の中で、規制がおよそ広汎であるとか処罰が重いとか文言の解釈がほぼ一律になされ得ないなどの理由で、法令違憲の判断を行い得る⁵⁸⁾. そして、法文そ

⁵⁰⁾ 一見すると、あらゆる法令は合憲的であらればならないため、合憲限定解釈は全ての法準が妥当する場面では、法令が合憲性の推定を帯びるため、合憲と判示されればよいことが多く、逆に、表現の自由制約立法のような、厳格審査が妥当する場面では、そのような手法を用い得るということは過度に広汎であるため、端的に違憲である可能性が高い、結局、合憲限定解釈が妥当するのは、一般条項のような法文自体が広範であるような場合や、刑罰法規がやや広汎であるような場合という局面に過ぎないようにも思われる、君塚正臣「合憲限定解釈の再検討」帝塚山法学11号35頁(2006)参照.

⁵¹⁾ 君塚正臣「適用違憲『原則』について」横 浜国際経済法学15巻1号1頁,24頁(2006).

⁵²⁾ 川岸ほか前掲註7) 書339-342頁[君塚正臣].

⁵³⁾ 芦部前掲註 2) 書 358 頁以下, 佐藤前掲註 12) 書 256 頁以下など.

⁵⁴⁾ 君塚正臣「判批」東海大学文明研究所紀要 15号95頁, 101-105頁 (1995), 大沢秀介「判批」 堀部政男=長谷部恭男編『メディア判例百選』124 頁, 125頁 (2005) なども参照.

⁵⁵⁾ 君塚正臣「過度に広汎性ゆえ無効の法理」 横浜法学23巻2号1頁(2014)なども参照.

⁵⁶⁾ 君塚正臣「明確性の原則」戸松秀典 = 野 坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』324頁(有斐閣, 2012)なども参照。

⁵⁷⁾ 君塚正臣「法令違憲」横浜国際経済法学 20 巻 3 号 29 頁, 32 頁 (2012).

⁵⁸⁾ 君塚前掲註 23) 論文 48 頁. このため,憲法判断回避や合憲限定解釈などの司法消極主義のテクニックは,表現の自由の規制の場面では基本的には用いるべきではない. 君塚前掲註 42) 論文14 頁.

のものは合憲であるとしても、当該事案に適用することが、やむにやまれぬ目的を有しないか最小限度の手段を超えているときには、適用違憲の判断を行うべきである(適用上も違憲ではない」と判示すべきであり、憲法裁判所ではない司法裁判所が「合憲」の判断を下すことはできない)590.このため、換言すれば、裁判所はこの場面での憲法判断回避はできず、憲法判断に踏み込むできないなが必須となる(一般的には、結論に影響を及ばさないときには憲法判断に踏み込むべきではないので、以上の結論は、表現の自由侵害事例等、厳格審査ベースの事例の例外である)のである⁶⁰⁾.

裁判所は、憲法判断として法令審査、特に合 憲との判断をもって当該事案も合憲の適用がな されたと判示する傾向にある。だが、憲法裁判 所ではない、日本国憲法下で司法権を担う裁判 所は、当該事件の解決の限りで憲法判断を含む 法の適用を行うものであるため、仮に法令審査 の結果、当該法令が法令としては憲法違反では ないとされても、適用審査を必要とするもので ある⁶¹⁾.この点は、一般的にそうであって、表 現の自由が争点となっている事件でも同様であ る。

なお、違憲審査権とは、「司法権」の行使の中で、「上位法は下位法を破る」という公理を示す一つであるから、例えば、国内法化された条約も、国内法の効力としては憲法に敗れ、また、法律は国内法化された条約に敗れる関係にあって、裁判所はこれを宣言せねばならないことになる⁶²⁾.このため、本件でも、必要があれば、刑事訴訟法当該条項が国際人権規約などに

反しないか、そもそも国際人権規約などが憲法 に反しないかについて、国内法的効力について は判示すべきである⁶³⁾. しかし、本件で結論を 左右するものは端的に憲法と法律の関係である ので、意見書は深追いしないものとしたい.

3. 刑事訴訟法 281 条の 4 及びその本件への適 用の合憲性の検証

以上の原則を本件事例に適用することとする。

(1) 本件行為の表現性

まず、本件の被告の行為は、他者の撮影した動画の公開という行為であり、日本国憲法の保障する「表現」には該当しないのではないかとの異論もあり得るので、この点にも、若干ではあるが、言及したい。

一般に、表現の自由の保障は、情報コントロール権のそれであるとの理解が進んでおり、情報発信のみならず、情報伝達、情報受領の自由を含むと考えるのが今や一般的である⁶⁴⁾. また、このことから、本来、個人や国民が有すべき情報が政府により保有されている場合、これを取得することは、以上の情報コントロール権の一部として当然の権利となる。実際には政府情報請求権や個人情報コントロール権として表出しようが、本質的には表現の自由の一部として理解されるべきものであり⁶⁵⁾、情報付与に際して国側が条件を付けることは、一般的には違憲の疑いの濃いものである。

本件事案は、インターネット上に動画を載せ

⁵⁹⁾ 君塚前掲註 51) 論文 24 頁.

⁶⁰⁾ 君塚正臣「憲法判断回避の『法理』について」横浜国際経済法学14巻1号1頁,12頁以下(2005).

⁶¹⁾ 君塚前掲註 68) 論文 31 頁.

⁶²⁾ 君塚正臣『憲法 の 私人間効力論』415 頁以下(悠々社, 2008).

⁶³⁾ 君塚正臣「判批」判例評論 566 号 14 頁, 17 頁 (2006), 同「判批」同 667 号 2 頁, 4 頁 (2014), 君塚前掲註 62) 書 448 頁注 180, 齊藤正彰『憲法 と国際規律』60 頁 (信山社, 2012) など参照.

⁶⁴⁾ 芦部前掲註 2) 書 240 頁, 佐藤前掲註 12) 書 249 頁など.

⁶⁵⁾ 君塚正臣「幸福追求権」横浜国際経済法学19巻2号123頁, 129頁 (2010). 佐藤前掲註12)書252頁, 松井前掲註18)書482頁もこのスタンスから説明している.

る. いわゆるアップロードするものであり. 伝 統的に典型的なものと考えられてきた政治演説 のような表現行為ではないとの反論もあろう. しかし、表現、即ち情報の受領者は、情報受領 により知見を得て、更なる思考の高みに達する ことからして. 単に事実を伝達する報道のよう な行為であっても、憲法上、表現としての価値 を有すると考えるべきである。全くのデータの 公表に過ぎない,新聞の株式欄や理科年表,時 刻表の販売ですら表現の自由で保障されること はまず確かであり、それを超え、編集者の取捨 選択を伴う事実の報道、即ち、一般的な新聞や 週刊誌の販売が表現の自由で保障されるように 憲法上の「表現」であることは明らかである660. よって、本件のような、動画もしくは画像をイ ンターネット上に特段の加工もなくアップロー ドし. そのまま公表することは勿論表現行為で あり、憲法21条の保障の射程に含まれる(保 護範囲である)

インターネット上へのアップロードは、マス・メディアによって意見を発信できる表現すの市民が、安価にかつ平易にできる表現す段と言える。その普及前にビラが果たしりいては、限られた地域・集団にしか情報伝達がいると異なり、インターネットとのと異なり、インターネットの表現は、物理的制約もない分、優れている。表現は、物理的制約もない分、優れている。そのことにより、マス・メディアに携わるが、これによって自己の思想や芸術、学説からなどを表する手段を有する著名人など以外の復れている。

できた意義は大きい67)、被告は、ただ一人被告 人席に着かされる中で、 自らの行為が犯罪となり 求刑され、また原審で宣告された刑罰に値する か、広く意見を求めたものであり、刑事被告人や その弁護人であれば、インターネット上ではない オフ・ラインで一般的になされ得る行為に過ぎな い. このような行為が犯罪化されれば. 例えば. 検察側から開示された凶器の写真などを記者会 見で示し、被告の無罪を訴えるような弁護活動で すら罪に問われかねず. 本事案で原事案の有罪・ 無罪を必死に争っている被告本人を有罪とするこ と、特に自由刑を科すことは萎縮的効果が絶大あ り, 許されるべきではない. 特に. 冤罪事件で. 検察側から僅かな証拠開示しかなされない(往々 にして検察側に不利な証拠は開示されない)際に. 被告と弁護人が孤立することを見落とすべきでは ない

また、仮に、表現権規制の場面の一部に中間審査基準を妥当させようとする前出の学説を採ろうと、本件で問題となっている表現活動は、法制度の改善を訴える政治的言論に属するものと思われるので、言論の性質・類型を理由として本件を中間審査基準の対象とすることはできない、本件は、政治的言論であるが故に規制されたものであり、かつ、動画が検察側から提供されたが故に規制されたものであるので、表現内容中立規制と呼べるものではない⁶⁸⁾.よって、本法令、本件規制の合憲性は、厳格審査の下で審査されるべきものと考えられる。そうでないとすれば、民主主義の否定である。表現の自由や参政権が十分に保障されている社会を自由で民主主義的な社

⁶⁶⁾ インターネットは「表現」と「通信」の両方の性質を有する. 君塚正臣「日本国憲法 21 条の『表現』と『通信』の間に一放送・通信技術の進歩と憲法の人権保障の行方」関西大学法学論集 51 巻 6 号 1 頁 (2002) 参照. そして、「放送」にそれが「表現」の一部ではないと考えるが如き特殊な規制を行うことの正当性は、ほぼ失われている. 同「ハイビジョン時代の憲法学」(東海大学) 文明 72 号 39 頁 (1995),同「書評」横浜国際経済法学 20 巻 1 号 123 頁, 135 頁 (2011).

⁶⁷⁾ 松井茂記『インターネットの憲法学』〔新版〕 16-18頁(岩波書店, 2014).

⁶⁸⁾ 関連して、戸別訪問全面禁止を時・場所・態様規制と考える学説もあるが、営利的・宗教的・学問的表現ではなく、政治的表現であるが故にこのような規制を受ける以上、表現内容規制と考えるべきである。君塚正臣「二重の基準論とは異質な憲法訴訟理論は成立するか」横浜国際経済法学18巻1号17頁、22頁(2009)、松井同上460頁も同旨。

会と呼ぶのであり、これが保障されないならば、 日本は民主主義社会でないことになるからである⁶⁹⁾.

本件二審判決は、「本件掲載行為の本条による 処罰は、表現内容によるものではなく、表現行為 の手段として. 検察官の証拠開示によって入手し たものである本件実況見分調書に貼付された写 真画像を用いることを制限するにとどまる」と簡 単に判示しているが、これは表現行為の抑止にほ かならない. 自らに関する情報を取材などにより 収集し、編集し、発信する自由は表現の自由、換 言すれば情報コントロール権として当然に保障さ れる。本件の場合、問題の情報が検察側にのみ 存在していたためにこのことを見えにくくしてい るためか、特定の者の特権に当然に条件を付与で きるとの思考に陥り、原審は冒頭で理解を誤った のである。本件画像情報は率直に個人情報かつ 政府情報であり、本来は、被告である一市民が自 ら所有してしかるべき、有罪か無罪か、そして量 刑を左右しかねない重要な情報である. 当事者で ある被告がこれを入手できることは、住民票やカ ルテ情報を入手できるが如く当然であって、国側 がこれを被告に開示しないことや複写を引き渡さ ないこと、広汎な条件の付与700 こそ、違憲の疑い

の濃いことである。しかも、法廷メモ訴訟判決(最 大判平成元年3月8日民集43卷2号89頁)後 に、傍聴席での筆記は緩和されたものの、開廷 後の法廷での写真撮影が許されていない現在. 本件画像情報は必然的に検察即ち行政機関が 独占しており、この情報を検察が公開しないこ とや、被告に手渡してもその使用を制限する ことなどは、仮に、行政機関が事前に表現内 容を審査し, 不適当と考える場合は公表を差 し止める「検閲」に該当し、絶対禁止である とまでは言えずとも、 当該画像の全部が公表 されているかが解らず、かつ手渡された画像 についても、国民の情報受領権を充たすべき利 用が禁じられているのであるから、憲法21条 1項が原則として禁ずる事前抑制に該当し.本 件に関しては表現発表前にこれを抑制せねば ならない例外的理由(合理的理由では足りず. 事後抑制では達成できない決定的理由が必要 である)もなく、特に違憲の疑いの濃いもの

ころ実力によつて法と秩序を蹂躙し、集団行動の 指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし 得ないような事態に発展する危険が存在すること. 群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかであ る | として、「集団行動の条件が許可であれ届出で あれ、要はそれによつて表現の自由が不当に制限 されることにならなければ差支えない」、「許可ま たは不許可の処分をするについて、かような場合 に該当する事情が存するかどうかの認定が公安委 員会の裁量に属することは、それが諸般の情況を 具体的に検討、考量して判断すべき性質の事項で あることから見て当然である」、条例が「一般的に または一般的に近い制限をなしている」としても. 「集団行動を法的に規制する必要があるとするな ら、集団行動が行われ得るような場所をある程度 包括的にかかげ、またはその行われる場所の如何 を問わないものとすることは止むを得ない次第で あり、他の条例において見受けられるような、本 条例よりも幾分詳細な規準(例えば「道路公園そ の他公衆の自由に交通することができる場所」と いうごとき)を示していないからといつて、これ を以て本条例が違憲、無効である理由とすること はできない」として、このように広汎な規制すら 違憲としなかったことがある. しかし、本判決の 批判を学説は一般的網羅的になしており、判例変 更が必要である.

⁶⁹⁾ 君塚正臣「未完の『近代立憲主義』」『高等学校 新現代社会 教授資料』81頁(帝国書院, 2013) でも記したことであるが、アジア諸国の多くが開発独裁政権を倒し、民主化を進める中、日本の人権事情が芳しくなければ、対欧米だけではなく、広く国際的信用を落とす危険があろう。この点は、アジア諸国で軍事政権や戒厳令が蔓延していたため、様々な精神的自由規制や差別が黙認されながらも、日本がアジアでほぼ唯一の自由で民主的な国だと思われていた冷戦時代とは異なってきているのである。

⁷⁰⁾ 以前,最高裁は,いわゆる東京都公安条例事件判決(最大判昭和35年7月20日刑集14巻9号1243頁)において,「集団行動による思想等の表現は,」「多数人の集合体自体の力,つまり潜在する一種の物理的力によつて支持されていることを特徴とする」ので,「平穏静粛な集団であつても,時に昂奮,激昂の渦中に巻きこまれ,甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し,勢いの赴くと

である⁷¹⁾.

(2) 適用審杳法令違憲

表現の自由の侵害が問題となっている本件では、裁判所は、まず、当該法令が文面違憲であるかどうか、次に、当該法令を当該事案に適用してみたとき、およそ法令違憲とならないかどうか、そして、適用審査の中で本件適用については違憲ではないか、の判断を順次示すべきこととなろう。

これまで論じてきたように、表現の自由を制限する事案である以上、規制対象者、規制行為、規制の時・場所・態様などについて当該法令は細かく定め、しかもそれが合憲的目的を達成するために必要最小限のものでなければならない筈である。同様の条件にあるべき者や行為などが、一方は免責され、一方は処罰されるような規定であってもならないのである。このことが、法令の文面を読むだけで明らかであるならば、裁判所は、「表現の自由の優越的地位」に鑑み、文面違憲を宣言し、当該法令を無効とし、当該事件に適用しない判断を行わなければならない。文面上問題ある法令を違憲の度合いを緩和する運用をしたとしても、その選択的運用は適用者の意図を離れて恣意的な結果を産む危険が大きく、かつ、表現の自由

の規制であってはならない萎縮的効果を最大限にするものであるから、全く妥当ではない。事前抑制であったり、曖昧・漠然⁷²⁾であったり、過度に広汎であったりする表現規制法令に対しては、裁判所ははっきりと文面上違憲であることを宣言し、当該法令の適用を無効として、立法者にそういった問題なき立法を求めるべきである。

本件で問題となっている法文は、文面違憲の判断が、事前抑制の原則に触れる場合のほか、その文言が曖昧であって、通常それが規制範囲であることがわからないことの方が当然と思われるときや、法文の規制が適切な規制範囲を意識しないほどに広大で、明らかに広汎であるときに限られるべきである⁷³⁾という点から、或いは文面違憲と言うほどの曖昧さや過度な広汎性は有していないのかもしれない⁷⁴⁾. だが、仮に、表現権を制約する法文が文面審査を免れると雖も、裁判所は、それ

⁷¹⁾ 検閲の定義については、このようないわゆ る狭義説が学界では圧倒的に主流である. 芦部前 掲註 2) 書 359 頁以下. 佐藤前掲註 12) 書 256-257 頁,松井前掲註18)書453頁,渋谷前掲註35)書 366-367 頁, 君塚前掲註 54) 評釈 101-105 頁など. 最高裁は、税関検査事件判決(最大判昭和59年12 月12日民集38巻12号1308頁) において、憲法 21条2項の「検閲」を定義しつつ、税関検査はこ れに該当せず合憲であるとの判断を下した. 最狭 義説とも称されるその定義も、奥平前掲註3)書 83 頁以下が詳細に検討するように、まず問題であ るが、更に、仮に「検閲」に該当せずとも、そこ に事前抑制を行わざるを得ない例外的理由がある かについての審査に進んでいないことは、 論理的 に欠陥がある. 最高裁の定義を特に批判していな い戸松前掲註12)書245頁も、多くの最高裁判決 が、当該国家行為が「検閲」であるかの審査の後、 一般的な事前抑制禁止の原則に触れないかを検討 していないことを疑問視する.

⁷²⁾ この点、一審判決は、「刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるもが読み取れるかどうかによって決せられる(最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁参照)」として、本件該当条文の明確性の問題を憲法31条違反かどうかに集約しているが、憲法21条は、表現規制立法に対しては萎縮的効果を除去すべきであることを強く求めているのであり、この考察が殆どないことは遺憾である.

⁷³⁾ 前述の広島市暴走族追放条例事件(最大判平成19年9月18日刑集61巻6号601頁) についても、適用審査法令違憲の判断が妥当であろう。同上22頁.

⁷⁴⁾ それは、文面違憲の手法は、紛争の解決を 役割とする司法裁判所の憲法判断方法として例外 的なものであるため、非常に重要な人権である精 神的自由の侵害の場面に限定され、しかも、侵害 の方法が、放置しておいては憲法違反の常態が許 し難いほどである限られた事例の審査のときに限 定されるからである。君塚前掲註55) 論文21頁. 極僅かな過剰規制をもって文面違憲と言うことは 重すぎ、また、そうであれば、通常の目的・手段 審査は表現の自由規制事案の審査として無用なも のとなるという疑問もあろう.

であれば、当該法文について、通常の適用審査に 進むのが当然である。本件対象の法文について も、まずは、本事案への適用を行い、改めて、 本法条そのものが憲法違反なのではないかを検 討すべきである。そして、その基本は、法文の 目的の合憲性、手段の合憲性を検討することで ある。

二審判決は、本件事実に憲法 21 条を適用してもなお合憲との立場を採っている。「本件動画の閲覧者が、事件関係者として捜査機関に供述したりその状況を再現して説明したり、証人として法廷で証言したりした場合」、法廷警備員が「精神的負担を負」う「などの事態が起きることを危惧し、捜査や公判審理への協力を拒むなどするおそれが生じた」と認定するのである。

しかし、具体的事件への適用を行い、立法の規制目的がやむにやまれぬものであっても、法令の用意する手段が必要最小限度ではなく、一致しないものであれば、「表現の自由の優越的地位」に鑑みて、言論規制立法としては憲法違反である。この場合、当該法令を残存させることによる、表現の自由に対する萎縮的効果もしくは違憲的規制の恐れの放置の害は甚大であり、当該事件に当該法令を適用する限りにおいて憲法違反とするにとどまらず、法令そのものを違憲と判断すべきものである。

さらに、このような最小限度の規制にとどめるべきとする趣旨は一般に「より制限的でない他に選択し得る手段」があるときは、それを選択せねばならないものとして法理として集約されている(LRAの基準)⁷⁵⁾.この点は、経済的

自由を法益とする法令において、これを保護す るために行政罰か刑罰かの選択が、基本的に立 法裁量に委ねられていることとも異なるのであ る. LRA の基準に従えば、ある違法な表現が あるとしても、被告当該表現を踏みとどまるの に、懲戒処分で全く十分であるときに、刑罰を もって臨むことは過剰な処罰を予定しているも のであれば、憲法違反であると言わざるを得な い. 加えて、同じ刑罰の中でもより軽微な量刑 によって犯罪を抑止できるときには、これを選 択するべきものである. 本件のような表現行為 の抑止は、仮に規制目的が適切であったとして も、法定刑の選択が「より制限的でない他に選 択し得る手段 | でなければならず、抑止的効果 が大きい場面において、自由刑まで予定する必 要はなく、罰金刑によって十分に目的を達する ように思われる. 立法時に, この種の表現行為 は処罰対象としない旨の明文規定が必要であっ たし. 仮にある種の表現行為が罰金刑には該当 するのだとすれば、 当該行為の最高刑は罰金刑 であって自由刑ではないことを明記すべきで あった. 以上の点で、刑事訴訟法 281 条の4の 規定は端的に違憲無効と考えられるべきであ る. そして. 法令違憲であれば被告を処罰する 法令はなくなりため、端的に被告無罪と判示さ れるべきものである.しかし.一審判決は.量 刑の選択にこういった配慮なく,「一般の支援 を求めるという意図 | を認識しつつも「自己の 認識と異なる供述等をした法廷警備員らに対す る報復ないし嫌がらせ等の不当な圧力を加える 意図」があったと認定して懲役刑を選択してお り、二審判決もこれを許容している。一罰百戒 の意味から刑を選択することは(仮に憲法判断 に踏み込まずとも) 刑法の謙抑性に鑑みて慎重

⁷⁵⁾ LRA の基準については、比例原則の一側面であるとか、表現内容規制の場合の審査基準であるとか、経済的自由の規制でも用い得るとか、あるいは「過度に広汎ゆえ無効の法理」と混同して引用されることが多い。しかし、もともとは、このように、原則として、表現の自由にサンクションを科すときには、もしもより軽いものでもいう効果が上がるならば、それを選択すべし、という厳格審査の下の限られた場面に特化した法理・基準である。一般原則に還元してこの用語を用いる

必要はない、君塚正臣「LRA の基準―他に選択し得る基準が存する場合における本基準のより制限的な利用の勧め」横浜国際経済法学19巻3号103頁(2011)参照、併せて、同前掲註42)論文15頁以下、同前掲註51)論文12頁以下、同前掲註68)論文23頁以下も参照、

であるべき⁷⁶⁾ ところであるが、殊に表現の自由の規制の局面では不適当であると思われ、破棄されるべきものである.

二審判決は、被告の一連の行為を表現行為で あるとは認めている.しかし、「検察官開示証 拠の複製等が本来の目的以外の目的で使用さ れると、罪証隠滅、証人威迫、関係者への報 復・嫌がらせ、関係者の名誉・プライバシーの 侵害, 国民等の捜査や公判審理への協力確保の 困難化等の弊害が生じる恐れがある. 本条 (意 見者注:刑事訴訟法281条の5第1項)の目的 は、検察官開示証拠が本来の目的のみで使用さ れることを担保することによって、このような 弊害の発生を防止し、証拠開示ができるだけ円 滑にされる状況を整え、証拠開示の適正な運用 を確保することにある. この目的を達するため の手段として、 開示証拠の複製その他の証拠の 全部又は一部をそのまま記録した物及び書面に 限定し、これを本来の目的以外の目的で使用す る当該被告事件の被告人又は被告人であった者 の行為を1年以下の懲役又は50万円以下の罰 金という法定刑を定めて処罰することは、刑法 の関係法条の法定刑に照らしても、必要かつ合 理的なものである」とし、「関係者への報復・ 嫌がらせ、関係者の名誉・プライバシーの侵害 等によって、国民等から捜査や公判審理への協 力を得ることが困難になるなど適正な捜査や刑 事裁判に影響が出かねないことは明らかであ | るなどとして,「本件掲載行為に本条を適用し て被告人に刑罰を科すことは、必要かつ合理的 でやむを得ないものであるから、憲法21条1 項には違反」しないと判示した. そして. 公務 執行妨害と傷害により起訴された被告が、東京 地方検察庁検察官から事案の審理の準備のため

に謄写の機会を得て入手した実況見分調書添付の写真を、これと関係性を有しそうな動画等と共にインターネット上の動画投稿サイト「You Tube」に掲載し、一般に閲覧可能な状態にした事案である本件にこれを適用し、被告人を懲役6月執行猶予2年とした一審判決を支持したのである

二審判決は.「本件掲載行為について本条に より刑罰を科すことは、被告人の表現の自由を 制約することになる」こと、また、「本件掲載 行為については、政治的表現の一環である」こ とを認めながら、「憲法 21 条 1 項は、表現の自 由を無制限に保障するものではなく、必要かつ 合理的でやむを得ない制限は許される」である とか、「本件掲載行為について本条を適用して 処罰する必要性は相当に高く、合理的である」 と判示している. だが、このような、何らかの 合理性があれば言論は制限できるということが 憲法21条の趣旨でないことは、上記の通り明 らかであり、まず殆どの学説がこのような基準 設定は誤りであると評価するであろう(司法試 験の答案としても、およそ表現の自由の侵害事 例に対して合理性の基準で結論を導くものは, ほぼ論外の評価を得るものである77).

刑事訴訟法 281 条の 4 は, 主に, 提供された 証拠が, 証人や裁判員への威迫のために用いら れることや, 被害者やその家族・遺族への二次 被害をもたらすことを防止し, 延いてはあるべ き判決を歪めることを防止するために, 近年, 新設されたものと合憲的に解し得る. 判決の行 方を左右する裁判官, 裁判員, 検察官, 弁護 人, 証人等の氏名は当然に公開されているとこ ろ(但し, 証人については限られた事案では氏 名すら開示されない場合も生じよう), 他方で, これらの身体の安全等を守り, 延いては裁判の 公平を守るため, その住所, 電話番号などの公 開されることは本条の目的に合致するが, 本件

⁷⁶⁾ およそ「刑罰の程度は、侵害行為に見合った必要最小限のものにとどめられるべき」である。平川宗信『憲法的刑法学の展開』87頁(有斐閣、2014). 但し、表現権規制の場面と同様なまでの厳格な基準で判断すべきかは微妙である.

⁷⁷⁾ 君塚正臣「演習 憲法」法学教室 403 号 148 頁 (2014) 参照.

のように、その立場にない公務員である警備員 の氏名や住所、電話番号の保護は本条の目的と 無関係である. 二審判決は「本件掲載行為によっ て本件法廷警備員がその後の公判審理への協力 を拒む事態もあり得る」とするが、第1に、職 務命令が存在すること78),第2に、比較検討す る価値のある先例である長崎教師批判ビラ事件 判決(最判平成元年12月21日民集43巻12号 2252頁) において、教員が大量に退職したり 職務をボイコットしたりした事実がなかったこ とや、本件のように大きな政治運動になり難い 事案において処罰の危険を冒してこれに呼応す る者がいるとは考え難いことに鑑みても、 二審 判決の危惧する危険性が殆どないこと、第3に、 実際、本件でも、警備員に具体的に被害が及ん でいる形跡はないことからして, 二審のこの判 断は杞憂に近いものである。そして勿論、単な る抽象的危険をもって表現行為を処罰すること は違憲的なものと考えられる79).

なお、これまで、最高裁は、刑事裁判の公正と表現の自由の衡量において、前者に傾斜し過ぎるきらいがあったように思われる。いわゆる博多駅テレビフィルム事件決定(最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁)、日テレ・リクルート事件決定(最決平成元年1月30日刑集43巻1号19頁)、TBSギミア・ぶれいく事件決定(最決平成2年7月9日刑集44巻5号421頁)が想起される。特に後2決定においては、刑事裁判における中立機関ではない

検察や警察による表現媒体であるビデオテープ の差押えを許容しており、 学説の批判も非常に 多いところである⁸⁰⁾. これらの判例の是正はし かるべき事案においてなされるべきであるが. 本件事案は、仮に被告の表現行為を自由になさ しめても、事実に基づかない情報による歪んだ 集団的圧力を裁判官や検察官に生じさせるなど の虞れがあるわけではなく、特段、刑事裁判の 公正に影響しないものである。このため、二審 判決が、本件について「究極的には適正な刑事 裁判の実現」のためとして規制を是認している ことは疑問である. 一審判決も「開示証拠に係 る複製等の交付、提示、電気回線を通じた提供 を用いた表現の方が主張として分かりやすく. 信憑性をもって相手に伝わるという効果がある としても, 別の方法で開示証拠の内容を示すこ とによっても、被告人が原事件に関する自己の 意見や主張を外部に表明することは十分可能で あるから、表現の自由に対する制約の程度はか なり限定的といえる」としており、最も客観性 の高い情報であると思われるものの公表を妨 げ、他に何らかの方法が残されていればよいと いうところにまで表現の自由保障のレベルを後 退させていることは、憲法を頂点とする法の擁 護者であるべき裁判所の憲法理解として非常に 残念である.

ところで、本事案でインターネット上にアップロードされたものは、法廷警備員8名の画像がマスキングもなく、容貌もわかるもので、警備員全員の氏名が記載されている。この点、二審判決は被告人を特にこの点で非難しており、有罪であることとその量刑を決める有力な根拠としている節がある。あるいは、このこと単独では処罰できないため、刑事訴訟法281条の4を処罰の拠り所としたきらいがあるのである。確かに、公務員と雖もプライバシーはあり、そ

⁷⁸⁾ いわゆる君が代伴奏拒否事件判決(最判平成19年2月27日民集61巻1号291頁)において、最高裁は、公立学校長の職務命令に違反した教諭を戒告処分としたことについて、憲法19条違反には当たらないと判示した。このことからしても、法廷警備員が最終的に警備を拒否すれば、司法機関である裁判所自身により職務命令を発し、これに逆らうことは考え難い。それでもなお拒否する危険性があると論じるのであれば、結局、職務命令は破れることを裁判所が認めたことになってしまおう。

⁷⁹⁾ 君塚前掲註 4) 評釈 511 頁.

⁸⁰⁾ 芦部前掲註 2) 書 288 頁, 佐藤前掲註 12) 書 280 頁注 135, 松井前掲註 18) 書 482 頁, 渋谷前掲註 35) 書 362 頁など.

の私生活にまで影響が及ぶことへの非難が被告 になされることも理解できる.

しかし、いわゆる長崎教師批判ビラ事件で最 高裁自身が示したように、「公共の利害に関す る事項について自由に批判、論評を行うこと は、もとより表現の自由の行使として尊重され るべきものであり、その対象が公務員の地位に おける行動である場合には、右批判等により当 該公務員の社会的評価が低下することがあって も、その目的が専ら公益を図るものであり、か つ、その前提としている事実が主要な点におい て真実であることの証明があったときは、人身 攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したもの でない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠 く | ものである、そうであれば、批判者に当然 に刑罰を科すことも妥当ではなく、実際、長崎 の事件でも児童の保護者であった批判者が起 訴された形跡はない. 論評を見て, これに共 感した者が増えたとしても、それは論評が説 得力を有していたからにほかならない.被告 人の行為の問題点は、その抗議の矛先を検察 庁や裁判所という公の機関に向けるのではな く、警備員の私生活に向けさせるべく、警備 員全員の氏名や住所、電話番号などを掲載し たことにある. この点は長崎の事件の判決も. 教師らが「電話、葉書、スピーカーによる嫌 がらせや非難攻撃を繰り返し受け, 家族に対 してまで非難の宣伝をされた者があり、その 余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受ける のではないかと落ち着かない気持ちで毎日を 送った」ことを認め、「これにつき不法行為責 任を免れない」とした通り、本件における被 告の行為も、プライバシー権の侵害に該当し、 確かに非難されるべき面はある.しかし、こ れについても、自ら撮影した画像や動画をこ のように公開した場合,被害者である警備員 から民事の損害賠償請求をされることはあり 得るとしても、プライバシー侵害行為に特に 刑事罰が予定されていない点と比べ、均衡を 欠いている. また. 長崎の事件と比べ. 警備

員の生活に物理的に介入したり執拗に嫌がら せを繰り返したりしたような事実はなく、ま た、このように大きな政治問題化し難い事案 において処罰を覚悟で一般人が怒りの矛先を 法廷警備員に向けることは考えにくく. 仮に. そのような危険が生じると仮定しても、通常、 司法関係者になされる程度の警戒を先回りし て強めれば足り、その発生が直ちにという事 案でもない、そのような、煽動を処罰する際 に通説が要求する「明白かつ現在の危険」81)は. 刑事訴訟法281条の4を巡って生じていたと はおよそ言えない、そうであれば、本件処罰は、 刑罰法規には触れることがない. 警備員の氏 名や住所、電話番号などを掲載したという行 為自体に特定の刑罰法規を適用することに当 たる. これは、およそ刑罰法令が処罰対象と していないものを処罰できるものとして解釈 することであり、憲法31条もしくは罪刑法定 主義の見地からみて疑問であり、その規制が 表現行為に向けられている点で萎縮的効果も 甚大であり、憲法21条違反の疑いもあるもの である.被告人の行為はこの限りで倫理的な 非難には値しようが、刑事法的に処罰ができ るかという問題とは明確に異なろう.

以上のように、憲法 21 条に関する法理に鑑みると、刑事訴訟法 281 条の 4 は文面違憲とまでは言い難いが、本件適用を視野に考察すれば、複数の理由から法令違憲であると言え、結論として無罪判決を導くべきものと思われる.

⁸¹⁾ なお、通説は煽動事例に対してこの基準を用いることを適用しているが、これではいかに曖昧な表現であり、冗談と受け取れるものであっても危険が生じれば処罰されるという問題点を残しており、アメリカ合衆国最高裁判所がBrandenburg v. Ohio, 395 U.S. 444 (1969) においてこれを改善した、いわゆるブランデンバーグ基準を用いるべきだというのが意見者の主張である. 君塚前掲註 4) 評釈 509-510 頁.

(3) 適用違憲の疑い

以上のように、刑事訴訟法 281 条の4 は法令違憲であると思われるが、仮にそうではないとしても、本件適用の限りにおいて憲法違反であれば、裁判所は適用違憲の判断を下すべきものである。だが、本件二審判決は、そもそも適用違憲の可能性を十分に検討していない。確かに、最高裁判所は、法令の適用を違憲とする判断をまず行ってこなかった。しかし、上述のように、司法の使命がまず具体的事案の解決であるならば、経済的自由の規制の場面では最初に、表現の自由や参政権などの規制では最後に、適用違憲の可能性を事件事実に即して検討されなければならないものである。仮に刑事訴訟法 281 条の4 そのものが法令違憲ではないとしても、本条規の本件適用の合憲性は検討せねばならないところである。

仮に刑事訴訟法281条の4について、一般的 に、検察の開示した情報の目的外の悪用を禁じる 趣旨を重く見て、本条は法令違憲に該当しないと 判断しても、裁判における自らの主張立証の手助 けをする者を広く求め、しかもそれを純粋言論と して行う本件被告に適用する限りでは、違憲の疑 いが濃い. これを規制する正当な目的すら考え難 いと言うべきである。また、前述の LRA の基準は、 法の適用の段階にも当然,及ぶものである.表現 の自由の規制である以上、被告の行為を抑止する 「より制限的でない他に選択し得る手段」が選択 されねばならず、個々の事案において行政罰で十 分なときはこれを選択すべきものであり、より軽 微な刑罰をもってすれば十分であるときにはそれ を選択刑とすべきものである. このため. 仮に本 法令の規制目的が合憲であるとしても、本事案は、 被告が説得によりインターネット上での掲載をや めていることからしても、その抑止のために刑事 罰は不要だったことが窺われ、そうであれば、本 事案に刑罰を科すことは適用違憲であると言わざ るを得ない(仮に有罪だとしても,低額の罰金刑 で行為制限が可能であれば、自由刑や高額の罰金 刑を科すことは違憲ということになる). なおかつ. 上述のように、本件事案には「明白かつ現在の危 険」がないことは明らかなのであるから、仮に本 条が「明白かつ現在の危険」が存する広範な事 案を処罰するために、ごく僅かな例を挙げて法令 違憲とすることはできないのだとしても、その例 外的事象に該当する本件に適用する限りではやは り違憲である。

このように考えると、刑事訴訟法 281 条の4は 十歩譲って法令違憲ではないとしても、本件適用 の限りで違憲であることは明らかである(もし、 そうであれば、裁判所は、法令を「およそ憲法に 違反しない」と判示するのではなく、当該事案に 適用し、その限りで違憲ではないかを判示すべき である). むろん、本件のような表現規制法規が 問題となっている事案においては、法令を違憲と しない僅かな可能性を求めるより、そのような判 断を無理に行わず、表現権規制の条規につき法令 違憲の判断を行うことが本来であると言えよう。

4. 刑事手続の適正の問題として

以上,本意見書は,憲法21条に関する論点を 論じてきたが,本規定はまた,刑罰法規でもある ので,この点から生ずる憲法上の要請についても 論ずる必要がある.憲法31条は刑事法に関する 一般原則を定めたと考えるのが適切である⁸².本 条に触れる法文は,単に刑事法の諸原則に反す

⁸²⁾ 君塚正臣「日本国憲法 31条の射程につい て | 横浜国際経済法学13巻2号31頁. 57-59頁 (2005). この下で、憲法 32 条は刑事裁判を受ける 権利に凝縮され、民事・行政裁判を受ける権利の 実は、憲法76条が「司法権」を定義し、これに該 当する訴えの受理を裁判所が拒否できないことに よって担保されていると解している. 君塚正臣「『裁 判を受ける権利』の作法の発想転換—日本国憲法 32条の法意の再再検討」横浜国際経済法学21巻3 号 25 頁, 52 頁以下 (2013). 憲法 31 条が刑事手続 の原則に特化するため, 行政手続などの一般的な 手続の適正の保障は憲法13条が行っていると解さ れる. 川岸ほか前掲註7) 書227-228頁[君塚正臣] 参照. こういった解釈をすべき理由は、日本国憲 法が刑事手続の適正を強く要請していると読み取 れる点にあり、このようにしても、他の手続保障 の希薄化を招くこともないことも副次的な理由で ある.

る不適切な条規であるにとどまらず、憲法原則 に抵触し、違憲無効と言うべきものである.

憲法31条は、その文言からしても、第一の 要請は法定手続であるが、いかなる内容であれ、 法律で手続さえ定めればよいとする学説は皆無 であり、その手続が適正でなければならない ことを疑う学説はほぼないと言える83). 判例も また. いわゆる第三者所有物没収事件判決(最 大判昭和 37 年 11 月 28 日刑集 16 巻 11 号 1593 頁) において、憲法「31条は、何人も、法律 の定める手続によらなければ、その生命若しく は自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられ ないと規定しているが、前記第三者の所有物の 没収は、被告人に対する附加刑として言い渡さ れ、その刑事処分の効果が第三者に及ぶもので あるから、所有物を没収せられる第三者につい ても, 告知, 弁解, 防禦の機会を与えることが 必要であつて、これなくして第三者の所有物を 没収することは. 適正な法律手続によらないで, 財産権を侵害する制裁を科するに外ならないし から、「関税法83条1項によつて第三者の所有 物を没収することは、憲法31条」「に違反する ものと断ぜざるをえない」と判示しており、盤 石な判例・通説であると認められる.

刑事裁判における手続の適正が日本国憲法 の重大な関心事であることは、憲法がこの領域 に多くの条項を置いていることからも明らかで ある。例えば、37条は1項での迅速な公開裁 判を受ける権利、2項で証人審問権・証人喚問 権. 3項で弁護人依頼権を保障している. 続く 38条は、自己帰罪供述強要の禁止、拷問・脅 迫等による自白の証拠能力の否定, 自白排除法 則・自白補強法則等を定める. このように. 刑 事裁判においては、当事者主義構造84)・弾劾的 訴訟観の下、被告人の手続的人権を保障し、告 知・聴聞の機会なくして不利益処分なしの大原 則を守りつつ、検察官と被告が対等に主張を行 い、最終的には中立な第三者である裁判官がこ れを判断する構造を憲法は予定しているものと 解される85). このことは、刑事手続の一般則を 示す憲法 31条の「適正」さの中身にも反映す るものと思われる⁸⁶⁾. この点. 本件一審判決が. 被告の行為が「弁護人がいうような『証拠の問 題点を指摘し、一般の支援を求める』 意図を併 せもって行われたものと認められる」と判示し

⁸³⁾ 学説の整理について、川岸ほか前掲註7) 書 217-219 頁 [君塚正臣] など参照. 31 条が刑事 手続・実体の法定と適正を保障したとするものと して. 辻村みよ子『憲法』[第4版] 269頁(日本 評論社, 2012), 戸松前掲註12) 書256頁, 渋谷 前掲註35) 書195-197頁, 君塚前掲註82) 論文 55-57 頁などがある. 刑事法学者もこれを肯定す る. 田宮裕『刑事訴訟法』〔新版〕4-5頁(有斐閣, 1996). これに対し、佐藤前掲註 12) 書 334 頁は「実 体法の適正性の問題は、憲法13条・14条をはじめ とする各種人権規定との関係で真剣に議論される もの」とし、そこから進んで、松井前掲註18)書 520 頁は「罪刑法定主義の条文上の根拠を求めるの であれば、31条より41条の方がふさわしい」と はっきりと述べている. 市川正人『基本講義憲法』 193頁 (新世社, 2014) も同旨である. しかし, こ れらの説によっても、憲法31条は刑事手続の適正 を保障しないとはしておらず、31条が刑事手続の 法定のみならず適正も保障していることは争う余 地がないものである.

⁸⁴⁾ 英米法的当事者主義であれば、平野龍一「書類証拠物の閲覧」法曹時報11巻6号1頁(1959)が指摘するように、証拠開示は許されないのが原則であるのではないかとの反論もあろうが、平野自身もそこで、この英米法の原則について、「尤も、どの程度のものを一件記録として提出しなければならないかについては、明文の規定がなく、また提出しなかったとき、これを強制する方法もない、だから、純法律的にいえば、よりひろくディスカヴァリーを保障しているとさえいえよう」と注釈しており、必ずしもそうとは言えない、松代剛枝「証拠開示に関する一考察」刑法雑誌40巻3号17頁、22-23頁(2001)参照、この点は、両当事者が一般市民である通常の民事訴訟とは区別されるべきであろう。

^{85) 「}核心は当事者主義に立った基本的な公正さであ」る. 川岸ほか前掲註7)書219頁[君塚正臣].

⁸⁶⁾ ここには 違法収集証拠排除 や 伝聞証拠排除法則の原則なども含まれる筈である. 君塚正臣「米判批」ジュリスト 1303 号 149 頁, 151 頁以下 (2005), 同「米判批」横浜国際経済法学 21 巻 2 号 187 頁, 195 頁以下 (2012) など参照.

ているのは、適正手続にはこのような面がある ことを認めたことに相違ないものだと見受けら れる.

ところで、当該刑事手続が憲法31条に適合 するか否かを判断する司法審査基準について の議論は、憲法学界でもあまりなされている わけではない87). しかし、日本国憲法が刑事手 続に関して慎重に多くの規定を設けているこ と, 大日本帝国憲法下での刑事手続には大い なる問題が生じていたこと、戦後においても多 くの誤審などの問題が継続していること、誤っ た判決の執行は取返しのつかない重大事態を 招来すること、そもそも刑事手続には「疑わ しきは被告人の利益に という大原則88)があり、 有罪の立証責任は検察側が負っていることな どからして、これが緩やかな合理性の基準の 下にあることは考え難い、このため、これは 厳格審査基準か、中間的審査基準があるとし てもそのうちの厳格度の高い基準として解す るほかはないように思われる⁸⁹⁾. 総じて、未だ 確定的とまでは断じ得ないものの、刑罰法規、 刑事手続法についても、立法裁量に広く委ね るべきではなく、その目的・手段の合理性を 厳密に検討すべきであるというのが、徐々に 学界の傾向となっていると言うことまではで きよう.

旧刑事訴訟法は職権主義に立つが故に,捜 査段階で作成された一件記録と収集された証 拠は裁判所に提出される仕組みであったが, 当事者主義に立つ戦後の刑事訴訟法は起訴状

一本主義を採用し、かえってこの開示をでき なくした.被告・弁護側が事前に証拠の閲覧 によって十全な防禦をなし、延いては裁判の 公平を担保していたこの部分を問題にする指 摘が、新法案を審議する衆議院司法委員会で もなされたほどである900. 「証拠開示は、被告 人の適正な防禦活動を担保する必須の方策で ある [91]. そして. 「直接の明文規定はないが. 憲法 31条, 37条2項の規定等を根拠に証拠開 示に関する訴訟指揮権の行使を説明すること ができる」⁹²⁾ ものである. 刑事訴訟法 281 条の 4は、こういった疑問を解消すべく挿入された ものであり、開示証拠が本来の目的にのみ使 用されることを担保し、延いては証拠開示が 行われ易い環境を整えようとして追加された ものである93). こうした基準から本条を考察 すると、本条の制定により、それ以前、「実務 が利益衡量アプローチに基づいて定着させて きた開示水準の実績は、権利保障アプローチ の帰結に比べると著しく低いもの |94) と批判さ れた状況よりは改善されたが、検察と被告の 間の圧倒的な調査能力の差、ときとして被告 が身柄拘束をされることによる自らによる調 査そのものの不可能性、捜査段階における強 制力、当事者間の法的知識の圧倒的な差(む ろん. これを埋めるべく. 刑事被告人には弁 護人選定権が保障されてはいるが、それでも 検察が国家的権威と組織力を有するのに対し. 弁護人は1人ということもあり、実質的には対 等ではない) などにより、被告が犯罪事実に関 して確証を有していることを考慮しても、検察

⁸⁷⁾ 例えば、芦部前掲註9) 書227 頁以下を熟読しても、精神的自由と経済的自由の対比は明らかで、このほか、240 頁以下には社会権、プライバシー権、平等権についての記述はあるが、刑事手続上の権利の司法審査基準に関する記述はない、佐藤前掲註12) 書330 頁以下を見ても、これに直接触れる記述はない。

⁸⁸⁾ 田宮前掲註83) 書6頁.

⁸⁹⁾ 君塚前掲註 42) 論文 8-10 頁. 渋谷前掲註 35) 書 201 頁は,「すべての場合において厳格審査 がなされるべきである」と明言する.

⁹⁰⁾ 三井誠『刑事手続法Ⅱ』268頁(有斐閣, 2003).

⁹¹⁾ 同上 276 頁.

⁹²⁾ 同上同頁.

⁹³⁾ 伊藤栄二「刑事裁判の充実・迅速化を図るための刑事訴訟法改正の経緯と概要」法律のひろば57巻9号14頁,21頁(2004).

⁹⁴⁾ 松代剛枝「証拠開示理論と2004年刑事訴訟法改正」関西大学法学論集54巻4号60頁,61頁(2004).

即ち国側の優位性は拭えるものではない⁹⁵⁾.このようなものは「一種の職権主義」であるとの批判もあり⁹⁶⁾,またそうであればこそ,本条は,検察が捜査等により得た情報は被告に開示し,被告はこれをもって対峙することをもって両当事者は対等となり,即ち適正手続保障が成就すると解されるべきである.

本条を争点とした数少ない下級審決定(東京高 決平成 22 年 3 月 17 日東高刑時報 61 巻 1 = 12 号 60頁.確定)97 は、被告人の取調べ状況を撮影し た DVD について、無条件の謄写を求めた弁護人 の証拠開示命令請求に対し、謄写枚数の制限、複 写の禁止、外部に接続したパソコンによる再生の 禁止、弁護活動終了時のデータ消去等の条件を付 した上で、弁護人に謄写の機会を与えることを検 察官に命じた原決定が是認された事例である。本 決定に対する評釈が語るように、被告の防禦の 機会が保障され、充実した審理が実現されるた めには、証拠は全面的に開示されることが望ま しい⁹⁸⁾. この事案においても、DVDの複写可 能性やそれによる悪用の危険性を牽制しつつ、 刑事裁判における被告の防禦が適切かつ適正に 行われることを担保するため、可能な限り謄写 を認めるべきである. この際. 裁判所は. 時期

等を指定し、一定の条件を付して謄写を認める ことは可能であろうが、以上の趣旨に鑑み、威 迫の危険性や被害者の二次被害防止などの重大 な目的を達するための常識的かつ最小限の制限 に限られるべきであろう99). 実際、本条が挿入 される以前にも、最高裁は、「裁判所は、・・・ 証拠調の段階に入つた後、弁護人から、具体的 必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧さ せるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなさ れた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求 める証拠の種類および内容、閲覧の時期、程度 および方法、その他諸般の事情を勘案し、その 閲覧が被告人の防禦のため特に重要であり、か つこれにより罪証隠滅. 証人威迫等の弊害を招 来するおそれがなく、相当と認めるときは、そ の訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所 持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずるこ とができる」と全員一致で判示した例(最決昭 和44年4月25日刑集23巻4号248頁)があ る. この裁判例は本件にも準用され、その趣旨 は貫徹されるべきものである.

本件は、法廷内の被告の行為が犯罪事実として認定されており、行為の有無自体を被告が争っているようではない。争点は、この行為に対する法的非難の程度や当該条項の解釈、延いてはその合憲性などに存するように見受けられる。そうであれば、検察とは異なり、被告には、当該行為の評価について広く意見を求め1000、これ

⁹⁵⁾ 田宮前掲註 83) 書 12-13 頁 も、「当事者主義が展開をみせたのはせいぜい公判段階だけであり」、「訴追側がほぼ例外なくその成果を手中に収める」原因について、官僚機構である検察官集団、真相解明に偏った運用、書面重視、精密司法とも呼ばれる検察官の起訴の慎重さを挙げる。光藤景皎「最近の法改正に思う」ジュリスト 1370 号 75 頁、77 頁(2009)も、「とくに被告人側から証拠が提出されうるためには、検察官手持証拠の開示が不可欠である」ところ、裁判員制度の導入の際に、「『検察官の手中にある被告人に有利な証拠を被告人側に開示して、被告人側の利用する機会を与えること』は、その実現のための手立てが」「立法化に至らなかったのは残念である」とする。

⁹⁶⁾ 田宮同上 13 頁.

⁹⁷⁾ 本件評釈として,佐藤博史「判批」刑事法 ジャーナル29号128頁 (2011), 滝沢誠「判批」 法学新報118巻9=10号293頁 (2012) がある.

⁹⁸⁾ 滝沢同上 298 頁.

⁹⁹⁾ 佐藤前掲註 97) 評釈 135 頁 は,「開示 に際しての条件は,証拠開示の必要性と弊害を比較衡量しながら,具体的かつ柔軟に決定されるべきもので」あると指摘し,この平成 22 年の東京高裁決定は「反面教師的な決定と評すべき」だと断じている。

¹⁰⁰⁾ 同じ事案であっても評価は異なるので、適切な判断を行うためには特に状況を知る人に周知させる必要がある。アメリカで、パトカーに追われて逃げる自動車の映像を、ハリウッド映画のカーチェイスのようだと評した裁判官と、田舎道ではよくある車線変更だと評した裁判官があった例がある。Scott v. Harris, 550 U.S. 372 (2007). 君塚正臣「米判批」ジュリスト 1379 号 108 頁(2009). 南部ジョー

をもって漸く検察と対等に近づけるという事情 があるのであって、提示された情報を基本的に 自由に活用できるのでなければ、刑事手続上 適正であるとは言えないものである101). この ことは、検察が被告に情報を与えた結果、証 拠隠滅を図るとか逃亡を企てるというような 事案や、被告が証人を威圧して裁判結果を左右 しようとした事案¹⁰²⁾、その画像などの情報を 暴力団に流した事案や本裁判とは無関係の営利 目的や興味本位で雑誌等に公表した事案¹⁰³⁾ な どと混同するべきではない. 被告の行為は、基 本的には刑事訴訟法 281 条の4の趣旨に寧ろ適 うものである.この意味で、本条は、憲法31 条の観点からは、 合憲限定解釈を施すべきであ る. また. 併せて. 憲法82条が裁判の公開¹⁰⁴⁾ を要請した趣旨は、証拠や書面が傍聴人のいる 法廷内だけでやりとりされれば十分という意味 ではないのであり、その趣旨は本件でも活かさ れるべきものである.

以上のような考察を踏まえると、刑事訴訟法

ジア州の道路事情に通じる者はアメリカ合衆国最高 裁判所の法廷になく、運転経験の殆どない者もあっ たと言われる、客観的事実と目される証拠映像で も、このような事態は生じる危険がある.

101) 補足すれば、本件は最高裁での民事裁判における退廷命令を発端としており、中立の第三者である裁判官に司法職員保護重視の意図があるのではないかとの外観が備わった事案である。当時の裁判長の訴訟指揮への疑問や、本件における特定の裁判官の忌避を意見者は主張しないが、このような事情であれば、公平・中立性に十二分に配慮した丁寧な判決理由が示されることを望むものである。

102) イギリスにおいても,1970年代の具体的 検証から,証拠開示による「証拠隠滅や証人威迫 等弊害の虞の現実化は杞憂である」とされ,1980 年代にはほぼ全面開示の体制を整えた.松代前掲 註94) 論文61-63 頁.

103) このような例が本条挿入前には実際にあったという. 辻裕教『司法制度改革概説 6 ―裁判員法/刑事訴訟法』34頁(商事法務, 2005).

104) 近代立憲主義 を 熱 く 語 る 佐藤幸治 『立憲 主義について』 232 頁 (左右社, 2015) は, これを 重視する. 281条の4は、検察が開示した情報の全てにつき検察が条件を広く課すことができる点で、適正であるとは言えず、憲法31条に反する疑いが濃い、少なくとも、被告が訴訟遂行のため、広く意見を求めた事案である本件適用の限りで違憲である疑いが濃い、憲法31条適合性の観点からも、被告には無罪が宣告されるべきであると思われる.

5. おわりに

このように、本件二審判決は、憲法の眼から 見て、維持できない部分が多い、二審判決は、 しかも、憲法21条違反について、「表現の自由 といえども、無条件に他の権利に優越するわけ ではな | い、「表現の自由も、無制約ではなく、 一定の限界を内在している」などとして、簡単 に合憲の結論を導いてしまっている. 権利が絶 対であることは稀であり、他の法益により制約 され得る. だが. だからこそ. 法の有権解釈を 行う裁判所は、 当該権利利益が何であるかに着 目して、いかなる場面でいかなる基準の下、そ の制限が許容されるか否かを説明せねばならな いところである. 原審のそれは、法の解釈・宣 言の在り方として、疑問を感じるものである. 同判決は、長きにわたり、弁護人の主張に答え てはいるが、そのそれぞれに比較的簡単に回答 し、最後に「弁護人の主張は、いずれも採用で きない と結論付けているものに過ぎない. そ の姿勢は、立憲主義的憲法の一つである日本国 憲法を合目的的に意味あるものとして解釈した ものとは思われず、最高裁判所において再考さ れることを望むものである.

近時,多数決により一人もしくは少数の政治家に一定期間無批判に決定権を与え,これが誤りであれば次の投票機会に覆せばよいというような,粗雑な民主主義理解が蔓延してきているようにも感じられる.このようなことは,特に少数者の基本的人権の侵害に直結する危険な兆候であり,取返しのつかない権力者と衆愚の横暴を招き,いずれ喝采によって独裁者の登場を

導くばかりである。それは何より、憲法に反する立法や政府行為を許さないとする近代立憲主義への挑戦であり、民主的に選挙されていないことを根拠に裁判官による判断を軽視し、法の支配を蝕むものである。最高裁判所には、人権侵害、特に精神的自由、参政権、刑事手続上の人権が侵害され、あるいは憲法14条1項後段列挙事由の「生まれ」の差別の事例においては、積極的に憲法判断に踏み込み、併せて憲法の求める権力分立を実現することが強く求められている。

本件でも、最高裁には、憲法判断を含む法律 判断について踏み込んだ判断を行うよう期待し たい、それはまた、憲法学の通説的見解、もし くは最近のこれに続く多くの有力学説の進展を 反映しようとして、解釈を深化させている近年 の最高裁判所の傾向にも合致する. 意見者は被 告と個人的関係を有したり、利害関係を有した りする者ではなく、憲法学研究者の一人として、 純粋に、司法の場で、的確な日本の法体系の提 示がなされることを望むものである。自由で民 主的な憲法の実りある解釈を経て適切な判断を 行うことを、最高裁には望むものである。

[付記] 本意見書は、2015 (平成27) 年6月16日 に最高裁判所に提出されたものである. 但し、誤字脱字の訂正など最低限の校正は行った. また、横浜国際経済法学19巻1号89頁 (2010) 掲載の鑑定意見書と主張が共通する部分 (特に、表現の自由総論に関する部分) については、これと重複するところがある.

本件事案を一審認定などにより補充説明すると、被告人は、パソコン操作により、東京地方検察庁検察官が同被告事件の審理の準備のために謄写の機会を与えた証拠である司法警察員F作成の2010

(平成 22) 年 5 月 11 日付実況見分調書貼付 の 写真に係る複製を含む動画を 2012 (平成 24) 年 10 月 10 日頃、インターネット上の動画投稿サイトに掲載し、不特定多数人の閲覧を可能にしたというものである

上記「実況見分調書貼付の 写真」とは、被告人 が2010 (平成22) 年3月16日 最高裁判所第三 小法廷に係属中の損害賠償等請求事件の口頭弁論 に当事者として出頭したが、不規則発言により堀 籠裁判長から退廷を命ぜられ、法廷警備員らがそ の退廷命令を執行する際,被告人が法廷警備員の 右手にかみついて傷害を負わせたのであるが、こ のときの模様について、本件の弁護人が公判前整 理手続の中で本件実況見分調書その他関係証拠の 開示を受けて入手したものである. そのうち、法 廷警備員8名が横一列に並んで写っている写真(マ スキング等がされておらず、各人の容貌が分かる もの) については、当該写真部分の下に、「集団暴 行(特別公務員暴行陵虐罪)した法廷警備員」と の文言及び8名全員の氏名が記載されていた。複 数使用されている法廷警備員らによる被害再現状 況等を撮影した写真については、各所で、当該写 真部分の下に、法廷警備員らの供述内容の一部が 引用され、「(引用された供述内容)と『嘘』をつ く警備員(氏名) などと記載されていた。本件動 画には、「『集団暴行』した法廷警備員」として、 上記法廷警備員8名の氏名, 生年月日及び住所が 記載されているほか、うち7名については自宅や 携帯電話の電話番号も記載されていた. また, 本 件動画には、「『集団暴行』『顔面強打』を隠蔽・偽 証する『偽証罪』| との文言の下に、原事件で検察 側証人として証言をした上記法廷警備員2名の氏 名が記載されている. なお、弁護人は、口頭弁論 及び退廷命令の執行状況を録音した録音データ及 び法廷の内外を撮影したデータの照会を求めたが. 結局. 最高裁は. 同期日には録音はなされず. 録 音データは保管されていないなどの回答を行って いた。

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際 社会科学研究院教授]